

シングルママ・シングルパパを応援します！

ひとり親家庭等のサポート ガイドブック -2021年度版-

経済的な支援があります

子どもに関する手当、医療費助成	1
遺族年金、教育支援・奨学金	2
母子・父子・寡婦福祉資金貸付	4

子育てや家事を応援するサービスがあります

保育所・認定こども園、放課後児童クラブ、子育て短期支援事業	5
病児デイケア(病児・病後児保育)	6
日常生活支援事業、学習支援、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	7

働くお手伝いをします

福井県母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援	
就業相談、就労自立支援事業	8
就業支援講習会	9
各種訓練給付金・助成金	10

いろいろな相談窓口があります

養育費相談、法律相談	12
------------	----

福井県母子家庭等就業・自立支援センター

(福井県母子寡婦福祉連合会が福井県からの委託により運営しています)

経済的な支援があります

子どもに関する手当

お問い合わせ

お住まいの市町役場 ▶ P13

■ 児童扶養手当(ひとり親等が対象です ※所得制限があります)

18歳年度末までの子ども(一定程度の障害の状態にある場合は20歳未満)を養育しているひとり親家庭の親、または、父母の代わりにその子どもを養育している方に支給される手当です。

支給額(月額)
<2021年4月以降>

児童数	全額支給(月額)	一部支給
第1子	43,160円	所得に応じて43,150円~10,180円
第2子	10,190円	所得に応じて10,180円~5,100円
第3子以降(1人につき)	6,110円	所得に応じて6,100円~3,060円

※所得が一定以上ある場合は、一部または全部が支給されません。

※公的年金等を受給している場合は、差額の支給となります。なお、令和3年3月分から、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるようになります。

※受給開始から5年を経過した場合、または離婚等支給要件に該当してから7年を経過している場合、就業等の必要条件を満たしていないと手当が減額される場合があります。

支給時期

毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月

■ 児童手当(すべての家庭が対象です)

中学校修了前の児童を養育する保護者に支給される手当です。児童扶養手当と兼ねて受給できます。

支給額(月額)

3歳未満	3歳以上	特例給付
15,000円	10,000円※	5,000円(所得制限以上の方)

※小学校修了前の第3子以降は15,000円

支給時期

毎年6月、10月、2月

■ ふくい在宅育児応援手当

第2子以降の0~2歳の児童を、保育所等を利用せず在宅で育児する保護者に支給される手当です。

支給額(月額)

10,000円/人(当該児童が生後2か月~3歳に達するまで)

※支給には下記のほか諸要件を満たす必要があります。

- ・職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していないこと。
- ・世帯年収が360万円未満であること。
- ・生活保護法による保護を受けていないこと。

医療費助成

お問い合わせ

お住まいの市町役場 ▶ P13

■ ひとり親家庭医療費助成(ひとり親等が対象です ※所得制限があります)

20歳未満の子どもがいるひとり親家庭の親と、その20歳未満の子どもの医療費について、医療費の一部負担金分が助成されます。

自己負担 なし

■ 子ども医療費助成(すべての家庭が対象の制度です)

ひとり親家庭医療費助成の対象にならない場合も、すべての中学校3年生(市町により高校3年生)までの子どもの医療費について、医療費の一部負担金分が助成されます。

自己負担 【未就学児】なし 【小学生以上】通院:1月500円、入院:1日500円(月8日上限)(市町により無料)

遺族年金(配偶者と死別された方)

■ 遺族基礎年金

国民年金に加入されていた方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた配偶者や子どもに支給されます。

お問い合わせ お住まいの市町役場 ▶ P13

■ 遺族厚生年金

厚生年金に加入されていた方が死亡したとき、遺族基礎年金に上乗せして支給されます。

お問い合わせ 年金事務所 ▶ P14

教育支援・奨学金

■ 高等教育の修学支援新制度

教育費負担の軽減のため、世帯所得に応じて、大学等の授業料等減免と給付型奨学金の支給が実施されます。

対象学校 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

支援対象 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯

支援内容

① 授業料等減免 【授業料等の免除・減額の上限額(年額)】 ※住民税非課税世帯の場合

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

※入学金の免除・減額を受けられるのは、入学月から支援対象となった学生です。

② 給付型奨学金支給 【給付型奨学金の支給月額】 ※住民税非課税世帯の場合

区分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学 専門学校	国公立	29,200円 (33,300円)	66,700円
	私立	38,300円 (42,500円)	75,800円
高等専門学校	国公立	17,500円 (25,800円)	34,200円
	私立	26,700円 (35,000円)	43,300円

※生活保護世帯で自宅から通学する場合や児童養護施設から通学場合はカッコ内の金額

留意事項

●世帯構成や収入によって3段階の基準で支援額が決まります。

- ・住民税非課税世帯(第I区分)(年収目安 ~270万円) 上記記載の上限額
 - ・住民税非課税世帯に準ずる世帯(第II区分)(~360万円) 上記記載の上限額の2/3
 - ・住民税非課税世帯に準ずる世帯(第III区分)(~430万円) 上記記載の上限額の1/3
- ※年収目安は、ひとり親家庭の親、本人、高校生の3人世帯で、自宅外から私立大学に通う場合

●進学を希望している学校が制度の対象かどうか、文部科学省ホームページで確認できます。

●進学の資金計画を立てる際には、進学資金シミュレーター(日本学生支援機構)により試算できます。

⇒URL <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

●母子父子寡婦福祉資金貸付金との併用は可能ですが、原則、貸付上限額から授業料等減免額と給付型奨学金、その他の制度の奨学金を控除した額が貸付上限額となります。

お問い合わせ 各高等学校、進学希望先の大学等、日本学生支援機構

経済的な支援があります

■ 小・中学校の就学援助

※援助を受けるためには申請が必要です。

経済的な理由で小・中学校の就学が困難な児童・生徒について、学用品・給食費など学校で必要な費用の一部が支給されます。※所得制限があります。

お問い合わせ

各小・中学校、お住まいの市町役場(教育委員会)

■ 高等学校等就学支援制度

※支援を受けるためには申請が必要です。

教育費の負担軽減を図るため、世帯所得に応じて高等学校等の授業料等に充てるための支援金が支給されます。(年収目安約910万円未満の世帯が対象)支援金は本人に代わって学校が受け取り、授業料が相殺または減免されます。授業料と支援金の差額については負担する必要があります。

お問い合わせ

各高等学校、福井県教職員課(公立)、大学私学課(私立) ▶ P15

■ 高校生等奨学給付金

非課税世帯を対象に、高校の授業料以外の学費(教材費、学用品費、通学用品費等)について給付金が支給されます。

お問い合わせ

各高等学校、福井県高校教育課(公立)、大学私学課(私立) ▶ P15

■ 福井県奨学育英基金

優れた資質を有しながら就学が困難である生徒に、高等学校へ進学できるよう奨学金を貸与します。

お問い合わせ

各中学校または高等学校、福井県高校教育課 ▶ P15

■ 福井県きぼう応援奨学金

高等学校等に進学予定で、学習やスポーツ・文化活動に積極的に取り組み、将来福井で活躍したいという意欲ある児童を対象に、給付型の奨学金を支給します。

お問い合わせ

各高等学校、福井県高校教育課(公立)、大学私学課(私立) ▶ P15

■ ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業(高校生通学定期代補助) ※一部市町のみ

ひとり親家庭等の高校生が、通学のため公共交通機関を利用する場合、定期代の一部を補助します。

お問い合わせ

お住まいの市町役場 ▶ P13

■ その他の奨学金

名称	内容	お問い合わせ先
日本学生支援機構奨学金(貸与型)	大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校(専門課程)・海外留学で学ぶための経費が学生本人に貸与されます。	各高等学校
国の教育ローン	大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校(専門課程)のほか、さまざまな学校で学ぶための経費が融資されます。	日本政策金融公庫 福井支店
あしなが育英会奨学金	配偶者が病気や災害、自死などで死別し、ひとり親家庭となった児童に、高校・大学・専門学校などで学ぶために必要な費用を貸与します。	各高等学校 もしくは あしなが育英会
交通遺児育英会奨学金	交通事故等(病気や災害など知事が認めた災害を含む)により保護者を失った遺児が、小学校、中学校、高校に入学する場合、就学のための支度金を支給します。	福井県子ども家庭課

母子・父子・寡婦福祉資金貸付

お問い合わせ

母子・父子自立支援員 ▶ P13

ひとり親家庭および寡婦の方が経済的に困りのとき、生活の安定と児童の健やかな育成を支援するため、各種資金の貸付を行っています。

貸付を受けられる方

- ①ひとり親家庭の母、父〔配偶者のいない女子または男子で児童(20歳未満)を扶養している方〕
- ②寡婦〔配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母であった方、または40歳以上の配偶者のいない女子〕
- ③その他

【母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧】

資金の種類	貸付の対象	貸付金額の限度額	据置期間	償還期限	利子	
事業開始資金	●母子家庭の母、父子家庭の父	3,030,000円 (団体4,560,000円)	1年	7年以内	無利子(※2)	
事業継続資金	●寡婦 ●母子・父子福祉団体	1,520,000円	6ヶ月	7年以内		
修学資金	●母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童	学校の種類により 月額18,000円～ 月額146,000円 (大学院は月額132,000円※1)	卒業後6ヶ月	10年以内		
修業資金		月額68,000円(※1)	知識技能習得後1年	10年以内		
就学支度資金	●寡婦が扶養する子 ●父母のいない児童	学校の種類により 64,300円～590,000円	卒業後6ヶ月	10年以内		
		282,000円	卒業後6ヶ月	5年以内 (専修一般課程、修業施設)		
技能習得資金	●母子家庭の母、父子家庭の父 ●寡婦	月額68,000円(※1)	知識技能習得後1年	10年以内		
医療介護資金		340,000円(※1)	医療・介護終了後6ヶ月	5年以内		
生活資金		月額105,000円	医療または介護終了後または生活安定期間の貸付もしくは失業中の貸付期間終了後6ヶ月	8年以内 (生活安定期間) 5年以内 (医療介護) 5年以内(失業)		
		月額141,000円	知識技能習得後6ヶ月	10年以内 (技能習得期間)		
住宅資金		1,500,000円(※1)	6ヶ月	6年以内		
転宅資金		260,000円	6ヶ月	3年以内		
就職支度資金		●母子家庭の母 父子家庭の父 ●母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童 ●寡婦 ●父母のいない児童	100,000円(※1)	1年		6年以内
結婚資金		●母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童 ●寡婦が扶養する子	300,000円	6ヶ月		5年以内

※ただし、貸付金は条件等により、お貸しできない場合があります。 ※原則として連帯保証人が必要となります。 ※修学資金・修業資金・就職支度資金(子に係るもの)・就学支度資金については、親が貸付を受ける場合、児童が連帯債務者にならなければなりません。児童も親とともに返済の義務を負うことをご了承の上申請していただきます。

※福井市にお住まいの方については、一部条件が異なる場合があります。

(※1)特に必要と認められる場合、限度額の増額があります。

(※2)修学資金・修業資金・就職支度資金以外については、条件によって利子がつきます。

※高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)やその他の奨学金をご利用される方は、それらの金額を貸付金額の制度から控除した額が貸付上限額となります。

子育てや家事を応援するサービスがあります

保育所・認定こども園

お問い合わせ

お住まいの市町役場 ▶ P13

お母さん・お父さんが仕事などのため、日中、家庭での保育ができない場合に利用できます。ひとり親家庭のお子さんについては、優先的な入所や保育料の減免などを行っています。

いろいろな保育サービス

市町により実施内容が異なります。詳しくはお住まいの市町にお問い合わせください。

延長保育 …………… 保護者の勤務時間に対応できるよう、通常の保育時間を超えて早朝や夕方に利用できます。

夜間保育 …………… 保護者が夜間に仕事をしなければならない場合、利用できます。

小 浜 市 はましんわくわくステーション

休日保育 …………… 保護者が日曜・祝日に仕事をしなければならない場合、利用できます。

福 井 市	幼保連携型認定こども園三谷館	越 前 市	認定こども園あわたべ
敦 賀 市	中郷西保育園／さみどり保育園	南越前町	今庄なないろこども園
小 浜 市	はましんわくわくステーション	越 前 町	たいら保育園／四ヶ浦保育園
大 野 市	誓念寺こども園	美 浜 町	みずうみ保育園
勝 山 市	中央こども園	若 狭 町	とぼっ子保育園

乳児保育 …………… 保護者の産後休暇明けから0歳児を預かります。

障害児保育 …………… 保育所、認定こども園で、集団生活が可能な場合に利用できます。

一時預かり …………… 冠婚葬祭時などに保育所等で一時的に子どもを預かります。

放課後児童クラブ

お問い合わせ

お住まいの市町役場 ▶ P13

お母さん・お父さんが仕事などのため、放課後家庭にいない場合に利用できます。ひとり親家庭のお子さんについては、優先的な利用や、利用料の減免を行っている市町もあります。

子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)

お問い合わせ

お住まいの市町役場 ▶ P13

■ ショートステイ

保護者が病気や事故、冠婚葬祭などで家庭での養育ができないときに、児童養護施設などで一時的にお子さんを預かるサービスです。(原則として7日以内)

■ トワイライトステイ

保護者の仕事またはその他の理由により、平日夜間または休日に家庭での養育ができないときに、児童養護施設などで夕方から夜間にかけてお子さんを預かるサービスです。

病児デイケア(病児・病後児保育)

お問い合わせ

お住まいの市町役場 ▶ P13

病気療養中のお子さん(病児)や回復期のお子さん(病後児)を預かるサービスです。
ひとり親家庭等の利用料を減免している市町もあります。

【病児デイケア実施施設:2021年4月現在】

地域	施設名	所在地・電話番号	提供サービス		住民がサービスを利用できる市町
			病児	病後児	
福井・高志	福井県済生会乳児院	福井市和田中町 0776-30-0300		○	福井市・大野市・勝山市・鯖江市・あわら市・越前市・坂井市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町
	福井総合クリニック	福井市新田塚 0776-21-1300		○	
	福井愛育病院 「愛育ちびっこハウス」	福井市新保 0776-54-5757	○	○	
	大滝病院 病児病後児保育園	福井市日光 0776-23-3215	○	○	
坂井	金津産婦人科クリニック	あわら市市姫 0776-73-3800	○	○	福井市・あわら市・坂井市
	坂井松涛保育園	坂井市坂井町長畑 0776-50-2181		○	福井市・勝山市・あわら市・坂井市
	春日レディスクリニック 「こりすの家」	坂井市春江町 江留上新町 0776-58-2323	○	○	
	すくすくハウス (つちだ小児科内)	坂井市丸岡町吉政 0776-97-6415	○	○	
	三国病院	坂井市三国町中央 080-6351-6755	○	○	
奥越	栃木産婦人科医院 「とちのき」	大野市春日 0779-66-2502	○	○	福井市・大野市・勝山市
	クリニカ・デ・ふかや 「ひかり病児保育園」	勝山市元町 0779-88-0011	○	○	福井市・大野市・勝山市・鯖江市・坂井市・永平寺町・池田町・越前町
丹南	斎藤病院「わらべ」	鯖江市中野町 090-3765-0593	○	○	福井市・勝山市・鯖江市・越前市・永平寺町・池田町・南越前町・越前町
	公立丹南病院「えくぼ」	鯖江市三六町 080-6367-6567	○	○	
	野尻医院「ままのて」	越前市平出 0778-22-5000	○	○	福井市・敦賀市・鯖江市・越前市・池田町・南越前町・越前町
	ほっと保育室	池田町藪田 0778-44-8000	○	○	池田町
	織田病院	越前町織田 090-4321-0247	○	○	福井市・勝山市・鯖江市・越前市・越前町
嶺南	はぴけあ	敦賀市三島 0770-23-2723	○	○	敦賀市・美浜町
	公立小浜病院「とまと」	小浜市後瀬町 0770-52-0440		○	小浜市
	バンビーナサポート	小浜市多田 0770-56-2631	○	○	小浜市
	若狭高浜病院附属 病児・病後児保育施設 サン・スマイル	高浜町宮崎 0770-64-5534	○	○	高浜町
	保健・医療・福祉総合 施設「なごみ」	おおい町本郷 0770-77-2753	○	○	おおい町
	公立上中診療所	若狭町市場 0770-62-1188	○	○	美浜町・若狭町

日常生活支援事業

お問い合わせ

お住まいの市町役場 ▶ P13

ひとり親家庭のお母さん・お父さんや寡婦の方が、病気やけが、技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭、出張などで日常生活にお困りの場合や、ひとり親家庭となって間がなく身の回りのことを手伝ってほしい場合に、家庭生活支援員が食事や身の回りの世話などをを行います。

支援の内容 乳幼児の保育、食事や身のまわりの世話、その他の必要な用事等

費用 利用者の所得に応じて、一部費用負担があります。

学習支援

子どもの学習支援(ひとり親家庭等の子どもが対象です)

県内各地で、ひとり親家庭等のおもに小学生・中学生を対象に、教員OBや学生ボランティア等による学習会を開催しています。参加は無料です。

【ひとり親家庭児童の学習会】

お問い合わせ

お住まいの市・健康福祉センター、母子・父子自立支援員 ▶ P13

実施市	開催場所	開催日時	年間開催予定数
敦賀市	敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」 (敦賀市東洋町)	日曜日 10:00~12:00	48回
小浜市	小浜市働く婦人の家(または中央公民館) (小浜市大手町)	土曜日・日曜日 9:30~11:30	36回
大野市	大野市神明町1107番地 (旧アドバンススクール)	土曜日(第1,2,3) 9:30~11:30	36回
鯖江市	アイアイ鯖江・健康福祉センター (鯖江市水落町)	日曜日 9:30~11:20	70回
		木曜日(月2回) 19:00~20:50	
	鯖江公民館 (鯖江市桜町)	日曜日(第2,4) 13:30~15:20	70回
		月・木曜日(第1,3) 19:00~20:50	
北中山公民館 (鯖江市落井町)	土曜日 19:00~20:50	70回	
	火曜日(月2回) 19:00~20:50		
あわら市	金津本陣KOSSA (あわら市春宮)	日曜日 10:00~12:00	30回
越前市	市民プラザたけふ3階 (越前市府中)	火曜日・水曜日 19:00~20:30	100回
坂井市	春江中コミュニティセンター (坂井市春江町)	日曜日・土曜日 9:30~11:30	36回
	三国コミュニティセンター (坂井市三国町)	日曜日・土曜日 9:30~11:30 (19:00~21:00)	24回

※開催場所、開催日時等は変更となる場合があります。※上記以外にも児童の学習支援を実施しています。詳しくは上記お問い合わせ先までご連絡ください。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業(ひとり親家庭の親と子どもが対象です)

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親または児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、対策講座(通信制を含む)を受講する費用の一部を支給します。

対象者

右の条件を
すべて
満たす方

- 20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の親およびその児童
- 児童扶養手当の支給を受けているまたは同等の所得水準にあること
- 大学入学資格を取得していないこと
- 高等学校等就学支援金制度の支給対象とならないこと
- 過去に本事業の給付金の受給をしていないこと
- 福井県内に住所を有していること

支給額

受講修了時給付金 受講費用の4割(上限10万円)
合格時給付金※ 受講費用の2割(受講修了時給付金と合わせて上限15万円)
※受講終了日から2年以内に全科目合格した場合に支給

※受講前に講座の指定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。



お問い合わせ

母子・父子自立支援員 ▶ P13

働くお手伝いをします

福井県母子家庭等就業・自立支援センターの就業支援

ひとり親家庭の方を対象に、就業支援相談員による就職相談や、就業支援講習会などを行っています。

所在地等

〒910-0026 福井市光陽2丁目3-22
福井県社会福祉センター 4階
【電話】0776-21-0733
【FAX】0776-21-0310

相談時間

月～金曜日
(祝日・年末年始は除く)
9:00～16:00
(火曜日は20:00まで)

就業相談

就業支援相談員が、お仕事のことで悩んでいる方の就業をサポートします。いつでもお気軽にご相談ください。また、各地区でも下記会場で相談ができます。

【2021年度 巡回相談】

地区	相談会場	巡回日	時間
越前市	越前市福祉健康センター市民プラザたけふ内 (平和堂 アル・プラザ武生 4階)	随時予約制	10:00～15:00
勝山市	勝山市福祉健康センター「すこやか」	随時予約制	10:00～15:00
大野市	大野市福祉事務所「結とぴあ」	随時予約制	10:00～15:00
鯖江市	鯖江市役所 子育て支援課	随時予約制	10:00～15:00
あわら市	あわら市役所 子育て支援課	随時予約制	10:00～15:00
坂井市	坂井市役所 子育て支援課	随時予約制	10:00～15:00
永平寺町	永平寺町松岡福祉総合センター	随時予約制	10:00～15:00
越前町	越前町社会福祉センター	随時予約制	10:00～15:00
南越前町	南越前町南条保健福祉センター	随時予約制	10:00～15:00
池田町	丹南健康福祉センター 武生福祉保健部 福祉課 (南越合同庁舎内)	随時予約制	10:00～15:00
敦賀/二州	敦賀市福祉総合センター(あいあいプラザ)2階	6/25(金)・11/26(金)(予約制)	13:00～15:00
小浜/若狭	若狭健康福祉センター	随時予約制	11:00～15:00
県内全地区	福井県生活学習館(ユウ・アイふくい)2階 ふくい女性活躍支援センター	毎月第2・4木曜日(予約制)	10:00～16:00

就労自立支援事業

就労意欲のあるひとり親家庭のお母さん、お父さんを対象に、個々の状況やニーズに応じた自立目標や支援内容のプログラムを策定し、ハローワークの就職支援ナビゲーター等と連携しながら、就業までのきめ細かな支援を行います。

自立支援プログラムの流れ



■ 就業支援講習会

就職に有利な資格を取得するための講習会です。



【2021年度 パソコン講習】

講座名	定員	講座期間	曜日	回数	締切日
初級コース（福井会場）	5人	6月 6日 ~ 6月26日	土日	4回	5月21日
初級コース（永平寺会場）	5人	11月28日 ~ 12月19日	日	4回	11月12日
Wordコース（福井会場）	5人	7月 4日 ~ 8月28日	土日	10回	6月18日
Excelコース（若狭会場）	5人	7月11日 ~ 8月29日	土日	10回	6月25日
Excelコース（福井会場）	5人	9月19日 ~ 11月27日	土日	10回	9月 3日

パソコン講習

初級コース

文字入力、文書作成、インターネット、メール、アプリの活用を学びます。
パソコンに慣れていない方が対象です。

受講時間 10:00~16:00 (4日間)

場 所 【福井会場】 福井県社会福祉センター（福井市光陽2丁目3-22）

【永平寺会場】 松岡公民館（永平寺町松岡神明1-129）

Wordコース（日商PC検定3級取得コース）

マウス操作とローマ字入力がスムーズにでき、就職に活かしたいという方が対象です。
Wordを用いてビジネス文書の作成や取り扱い方を学びます。
日商PC検定3級取得レベルまで学習することで、実際の業務にすぐ役立ちます。

受講時間 9:30~16:30 (10日間)

場 所 【福井会場】 福井県社会福祉センター（福井市光陽2丁目3-22）

Excelコース（日商PC検定3級取得コース）

マウス操作がスムーズにでき、表計算のスキルを身につけレベルアップしたい、就職に活かしたいという方が対象です。
Excelを用いて計算処理、グラフ作成、データベース処理などを学びます。
日商PC検定3級取得レベルまで学習することで、実際の業務にすぐ役立ちます。

受講時間 9:30~16:30 (10日間)

場 所 【福井会場】 福井県社会福祉センター（福井市光陽2丁目3-22）

【若狭会場】 若狭医療福祉専門学校（三方郡美浜町大藪7-24-2）

講習会についての
お問い合わせ
申し込み先

福井県母子家庭等就業・自立支援センター
締切後7日以内に受講資料を郵送します。

期間中ノートパソコンを貸し出します。
テキスト代は自己負担です。

【2021年度 介護研修】

講座名	定員	講座期間	曜日	回数	締切日
介護職員初任者研修(若狭会場)	20人	7月3日～10月10日	土日	22回	6月21日
介護職員初任者研修(福井会場)	20人	7月24日～10月31日	土日	22回	7月12日
介護福祉士受験講習(福井会場)	10人	10月30日～12月18日	土	7回	10月15日

介護職員初任者研修

この研修では、介護の知識を学び、高齢者への接し方や利用者の個性を尊重し、大事に介護する基本を学びます。また身体のしくみ、基礎的な医療知識なども学びます。

●若狭会場●

若狭医療福祉専門学校
三方郡美浜町大藪7-24-2
※無料駐車場あり

7月3日(土)～10月10日(日)(土日22回)

9:30～16:30 または 9:00～17:00

20名

無料 ※ただし、テキスト代の7,200円は自己負担です。

6月21日(月)

会場

受講期間

受講時間

定員

受講料

締切日

●福井会場●

福井県社会福祉センター
福井市光陽2丁目3-22
※無料駐車場あり

7月24日(土)～10月31日(日)(土日22回)

9:30～16:30 または 9:00～17:00

20名

無料 ※ただし、テキスト代の7,200円は自己負担です。

7月12日(月)

介護福祉士受験講習

介護福祉士試験で合格を目指すなら受験対策講座の受講がおすすめです。

受験対策講座は、実務者研修で学習してきた内容を復習し、過去問、模擬試験等を行い、抑えるべきポイントや効率のかつ確実な学習方法で試験合格を目指します。

会場

福井県社会福祉センター
福井市光陽2丁目3-22 ※無料駐車場あり

受講期間

10月30日(土)～12月18日(土)(土7回)

受講時間

9:30～16:30

締切日

10月15日(金)

定員

10名

受講料

無料 ※ただし、テキスト代および
模擬試験代の12,000円は
自己負担です。

各種訓練給付金・助成金

お問い合わせ 母子・父子自立支援員 ▶ P13

■ 自立支援教育訓練給付金事業

※受講前に講座の指定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。

ひとり親家庭の母または父の主体的な能力開発を支援するもので、対象となる教育訓練等を受講し修了した場合、経費の60%(12,001円以上で20万円を上限)が支給されます。

なお、職業に必要な実践的かつ専門的な教育訓練については、上限額が引き上げられることがあります。

対象者

母子家庭の母または父子家庭の父であって、現に児童(20歳に満たない者)を扶養し、次のすべての要件を満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること
- 教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められること

対象となる講座

- 雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座(原則として1ヶ月以上1年以内の講座)
例: 介護職員初任者研修、医療事務、簿記検定、情報処理技術者資格 等
- その他、知事が地域の実情に応じて対象とする講座



■ 高等職業訓練促進給付金等事業

お問い合わせ

母子・父子自立支援員 ▶ P13

ひとり親家庭の母または父が、看護師や介護福祉士等の資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために訓練促進給付金が支給されるとともに、修了後には修了支援給付金が支給されます。また、本給付金の受給者は次に記載の「ひとり親家庭職業訓練資金貸付金」の対象となります。

対象者

母子家庭の母または父子家庭の父であって、現に児童(20歳に満たない者)を扶養し、次のすべての要件を満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること
- 養成機関において1年以上の一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- 仕事または育児と修業の両立が困難であること

支給額・期間

高等職業訓練促進給付金

【支給額】市町村民税 非課税世帯 月額 100,000円

市町村民税 課税世帯 月額 70,500円

(修了までの期間の最後の12ヶ月の支給月額については、最大で月額4万円が増額されることがあります。)

【支給期間】原則、就業期間の全期間(上限4年)

高等職業訓練修了支援給付金

【支給額】市町村民税 非課税世帯 50,000円

市町村民税 課税世帯 25,000円

【支給期間】修了後に支給(一時金)

対象となる資格

就職の際に有利となるものであって、法令の定めにより養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされるもの

例：看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士 等

■ ひとり親家庭職業訓練資金貸付金制度

上記の「高等職業訓練促進給付金」を活用し、資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金を貸し付けます。

お問い合わせ

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課

【電話】0776-24-4987(地域福祉課直通)

対象者

【入学準備金】 高等職業訓練促進給付金の支給を受け養成機関に入学した方、

【就職準備金】 高等職業訓練促進給付金の支給を受け養成機関の課程を修了し、資格を取得した方

貸付額

【入学準備金】 500,000円以内

【就職準備金】 200,000円以内

利子

連帯保証人を立てる場合 ▶ 無利子

連帯保証人を立てない場合 ▶ 債務の履行猶予期間経過後 年1%

返還

返還要件に該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。返還期間は4年以内です。

返還免除

養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得をした日から1年以内に就職し、福井県内において取得した資格が必要な業務に5年間従事(1週間の所定労働時間が20時間以上)したときは、貸付金の返還が免除されます。

2021年度貸付人数

【入学準備金】 6人(先着順)

【就職準備金】 9人(先着順)

いろいろな相談窓口があります

母子・父子自立支援員

市福祉事務所および県健康福祉センターで、ひとり親家庭のお母さんやお父さん、寡婦の方のさまざまな不安や悩みの相談相手となり、問題解決のお手伝いをしています。

県や市町の支援制度、職業訓練等の給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の相談にも応じており、電話相談も行っています。(連絡先 p13)

福井県母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭のお母さんやお父さん、寡婦の方の自立促進と生活安定のため、就業相談、養育費相談、法律相談、就業支援講習会、学習支援等各種の相談に応じています。

就業や子育て、生活に不安や悩みはありませんか?相談相手はいますか?相談は無料です。お気軽にご利用ください。

所在地等 〒910-0026 福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター4階

【電話】0776-21-0733 【FAX】0776-21-0310

【E-mail】fukubo21733@arrow.ocn.ne.jp

【URL】<http://www.fukuikenbo.jp/>

相談時間 月～金曜日(祝日・年末年始は除く) 9:00～16:00(火曜日は20:00まで)

福井県母子家庭等就業・自立支援センターでの専門相談

■ 就業相談(P8)

■ 養育費相談

離婚や別居に伴う、子どものための養育費等の相談を受け付けています。巡回相談や休日相談も行っています。

【2021年度 巡回相談計画】

地区	会場	巡回日	時間
大野市	大野市福祉事務所「結とびあ」	随時予約制	10:00～15:00
鯖江市	鯖江市役所 子育て支援課	随時予約制	10:00～15:00
坂井市	坂井市役所 子育て支援課	随時予約制	10:00～15:00
永平寺町	永平寺町松岡福祉総合センター	9/28(火)	13:30～15:30
敦賀/二州	敦賀市福祉総合センター(あいあいプラザ)2階	7/6(火)・11/16(火)(予約制)	13:00～15:00

【2021年度 休日相談日程】

相談場所	相談日	時間
福井県母子家庭等就業・自立支援センター (福井県社会福祉センター 4階)	事前予約制	10:00～15:00

■ 法律相談 ※事前予約が必要です

養育費の取り決めや履行確保、慰謝料、遺産相続、親権問題、金銭貸借など、法律に関する生活上の諸問題について、弁護士等の専門家が応じます。

(相談は無料 相談時間は1人30分です)

市町福祉担当課、市福祉事務所、県健康福祉センター

ひとり親家庭、児童の問題をはじめ、生活保護、高齢者、障害者などの相談に応じています。
母子・父子自立支援員のほか、家庭相談員、女性相談員が配置されている事務所もあります。

- 母子・父子自立支援員：ひとり親家庭の親と寡婦の方のさまざまな相談に応じています。
- 家庭相談員：子どもの養育について不安や問題を抱える保護者の相談に応じています。
- 女性相談員：結婚、離婚、配偶者暴力等の問題を抱える女性の相談に応じています。

名称・担当課	住所	電話番号	母子・父子自立支援員	家庭相談員	女性相談員
福井市 子ども福祉課	福井市大手3丁目10-1	0776-20-5140	○		○
福井市 子ども家庭センター 子育て支援室・相談室	福井市手寄1丁目4-1 AOSSA 5階	0776-20-1541		○	
敦賀市 児童家庭課	敦賀市中央町2丁目1-1	0770-22-8125	○	○	
敦賀市 市民協働課	敦賀市本町2丁目1-20	0770-23-5411			○
小浜市 子ども未来課	小浜市大手町6-3	0770-64-6013	○	○	
大野市 こども支援課	大野市天神町1-19 結とびあ内	0779-66-1111	○	○	
勝山市 福祉・児童課	勝山市郡町1丁目1-50	0779-87-0777	○	○	
鯖江市 子育て支援課	鯖江市西山町13-1	0778-53-2224	○	○	
鯖江市 市民まちづくり課		0778-53-2214			○
あわら市 子育て支援課	あわら市市姫3丁目1-1	0776-73-8021	○	○	
越前市 子ども福祉課 子ども・子育て総合相談室	越前市府中1丁目11-2 市民プラザたけふ内	0778-22-3628	○	○	○
坂井市 子育て支援課	坂井市坂井町下新庄1-1	0776-50-3043	○	○	○
永平寺町 子育て支援課	永平寺町松岡春日1丁目4	0776-61-7250		○	
池田町 保健福祉課	池田町藪田5-3-1	0778-44-8000			
南越前町 保健福祉課	南越前町東大道29-1	0778-47-8007			
越前町 福祉課	越前町西田中13-5-1	0778-34-8725		○	
美浜町 子ども・子育てサポートセンター	美浜町郷市25-20	0770-32-0192		○	
高浜町 保健福祉課	高浜町和田117-68	0770-72-5887		○	
おおい町 住民窓口課	おおい町本郷136-1-1	0770-77-4053		○	
若狭町 福祉課	若狭町市場20-18	0770-62-2704			
福井健康福祉センター 福祉課	福井市西木田2丁目8-8	0776-36-2857	○ (永平寺町)	○ (永平寺町)	○ (永平寺町)
坂井健康福祉センター 福祉健康増進課	あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0600			○ (あわら市)
奥越健康福祉センター 地域保健福祉課	大野市天神町1-1	0779-66-2076			○ (大野市、勝山市)
丹南健康福祉センター 福祉課	鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034	○ (越前町)	○ (越前町)	○ (鯖江市、越前町)
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部 福祉課	越前市上太田町41-5	0778-22-4135	○ (池田町、 南越前町)	○ (池田町、 南越前町)	○ (越前市、池田町、 南越前町)
二州健康福祉センター 福祉課	敦賀市開町6-5	0770-22-3747	○ (美浜町、 若狭町〔旧三方〕)	○ (美浜町、 若狭町〔旧三方〕)	○ (敦賀市、美浜町、 若狭町〔旧三方〕)
若狭健康福祉センター 福祉課	小浜市四谷町3-10	0770-52-1300	○ (高浜町、おおい町、 若狭町〔旧上中〕)	○ (高浜町、おおい町、 若狭町〔旧上中〕)	○ (小浜市、高浜町、 おおい町、 若狭町〔旧上中〕)

()は担当地区

民生委員・児童委員

あなたの身近な地域で、くらしや子どもについての心配事の相談相手となっている方々です。お住まいの地域の民生委員・児童委員がどなたかわからないときは、市町福祉担当課にお尋ねください。

内容に応じた相談窓口

■子どもの悩み(非行、しつけ等)に関すること

名称等	住所	電話番号
福井県総合福祉相談所	福井市光陽2丁目3-36	0776-24-5138
福井県敦賀児童相談所	敦賀市角鹿町1-32	0770-22-0858
家庭教育相談すこやかダイヤル		0776-41-4205

※各市町、福井、丹南、二州、若狭健康福祉センターでも相談を受け付けています。(P13)

■女性の悩み(結婚、離婚、配偶者暴力等)に関すること<女性相談員>

名称等	住所	電話番号	女性相談員
福井県総合福祉相談所	福井市光陽2丁目3-36	0776-24-6261	○
福井県生活学習館(ユー・アイふくい)	福井市下六条町14-1	0776-41-7111、7112	○

※各市町および県健康福祉センターでも相談を受け付けています。(P13)

■厚生年金に関すること

名称等	管轄区域	住所	電話番号
福井年金事務所	福井市 大野市 勝山市 あわら市 坂井市 永平寺町	福井市手寄2丁目1-34	0776-23-4518
武生年金事務所	越前市 鯖江市 池田町 南越前町 越前町	越前市新町5-2-11	0778-23-1126
敦賀年金事務所	敦賀市 小浜市 美浜町 高浜町 おおい町 若狭町	敦賀市東洋町5-54	0770-23-9904

※国民年金については、各市町にお尋ねください。

■就職・雇用などに関すること

名称等	住所	電話番号
福井県母子家庭等就業・自立支援センター	福井市光陽2丁目3-22	0776-21-0733
ハローワーク福井	福井市開発1丁目121-1	0776-52-8150
ハローワーク福井マザーズコーナー	(ハローワーク福井2階)	0776-52-8157
ハローワーク武生	越前市府中1丁目11-2 平和堂アル・プラザ武生4階	0778-22-4078
ハローワークたけふマザーズコーナー	鯖江市桜町2丁目7-1	0778-51-8821
ハローワーク大野	大野市城町8-5	0779-66-2408
ハローワーク三国	坂井市三国町覚善69-1	0776-81-3262
ハローワーク敦賀	敦賀市鉄輪町1丁目7-3	0770-22-4220
ハローワーク小浜	小浜市後瀬町7-10	0770-52-1260

※各市町、福井、丹南、二州、若狭健康福祉センターでも相談を受け付けています。(p13)

※母子家庭等教育訓練給付金等に関しては、母子・父子自立支援員(p13)までお尋ねください。

■公営住宅に関すること(県営)

名称等	住所	電話番号
のれん会県営住宅管理センター	福井市御幸4-12-15	0776-25-1100
福井県営住宅南部地域管理センター	福井市下馬3-511	0776-33-2500

※市町営住宅については、各市町にお尋ねください。(P13)

■就学支援金・奨学金等に関すること

制度	名称等	電話番号
高等学校等就学支援制度(授業料等)	在学する高等学校 福井県 教職員課(公立) 福井県 大学私学課(私立)	0776-20-0563 0776-20-0248
	在学する高等学校 福井県 高校教育課(公立) 福井県 大学私学課(私立)	0776-20-0568 0776-20-0248
貸与奨学金(高等学校)	在学する中学校・高等学校 福井県 高校教育課	0776-20-0568
貸与奨学金・給付奨学金 (大学、短期大学、専修学校(専門課程)、大学院)	独立行政法人 日本学生支援機構 ※在学する高等学校等にお問い合わせください	

※修学資金などの母子父子寡婦福祉資金貸付金については、母子・父子自立支援員にお尋ねください。(p13)

■養育費に関すること

名称等	住所	電話番号
福井県母子家庭等就業・自立支援センター	福井市光陽2丁目3-22	0776-21-0733
養育費相談支援センター	東京都豊島区西池袋2丁目29-19 KTビル10階	03-3980-4108

■法律的な問題に関すること

名称等	住所	電話番号
法テラス福井	福井市宝永4-3-1 サクラNビル2階	0570-078348 IP電話をご利用されている場合は 050-3383-5475

※法テラス福井…様々な法的トラブルを解決するための情報やサービスを提供する機関です。

福井県母子家庭等就業・自立支援センター

[一般財団法人 福井県母子寡婦福祉連合会内]

[所在地] 〒910-0026 福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター4階

[電話] 0776-21-0733

[FAX] 0776-21-0310

[E-mail] fukubo21733@arrow.ocn.ne.jp

[URL] <http://www.fukuikenbo.jp/>

[相談時間] 9:00~16:00(火曜日は20:00まで)(土日・祝日・年末年始は除く)



福井県母子寡婦福祉連合会

🔍 検索

福井県 健康福祉部 子ども家庭課

[所在地] 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1

[電話] 0776-20-0343

[FAX] 0776-20-0640

